

品川区教育振興基本計画策定委員会設置要綱

制定 令和6年1月10日 教育長決定 要綱第1号

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき品川区教育振興基本計画を策定するにあたり、必要な事項を検討するため、品川区教育振興基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討し、教育委員会に報告する。

- (1) 品川区教育振興基本計画の策定に関すること
- (2) その他品川区教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 策定委員会は、教育長が委嘱する以下に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2名
- (2) 関係団体に所属する者 3名
- (3) 子どもの保護者 3名
- (4) 学校教育関係者 2名
- (5) 校長・園長 5名

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による報告のあった日までとする。

(委員長および副委員長)

第5条 策定委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 策定委員会に副委員長1名を置き、委員長が指名する委員をもってこれに充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は委員長が招集する。

- 2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見もしくは説明を聴き、または委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 委員会に、品川区教育振興基本計画の策定に係る専門的事項について調査・研究させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会員は、委員のほか委員長が別に指名する者とする。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、教育委員会事務局庶務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める

付 則

この要綱は、令和6年4月1日より適用する。